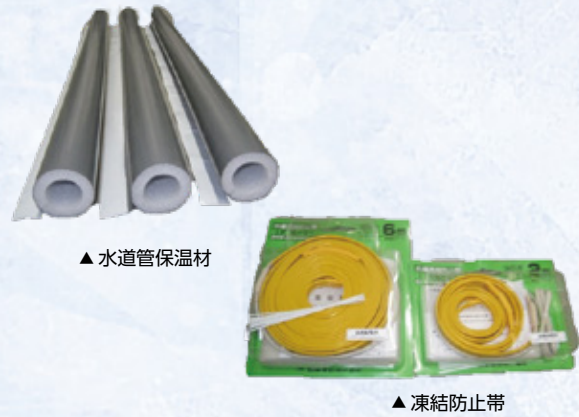


凍結を防ぐには

水道管を覆う

市販の水道管用の保温材や、タオル・毛布・発砲スチロールなどで水道管を覆い、濡れないようにビニールテープを巻く。



蛇口から水を少し出しておく

メーターボックスに保温材を入れる

細かく砕いた発砲スチロールなどをビニール袋に入れてメーターを覆うように詰める。メーター検針の妨げにならないよう注意。



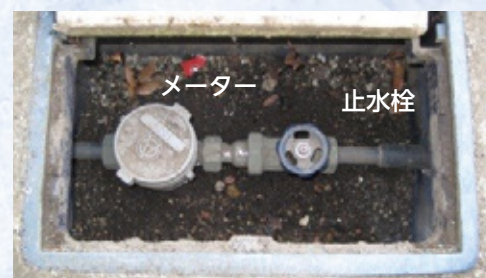
水道管が凍結したら

気温の上昇によって自然に溶けるのを待つか、凍ってしまった部分にタオルや布などをかぶせて、その上から「ぬるま湯」をまんべんなくかけゆっくり溶かしてください。お湯が無い場合はドライヤーをあてるのも効果的です。

※ 決して熱いお湯をかけないでください。水道管が破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したら

- 1 メーターボックスの中の止水栓を閉めて漏水を止めてください。
 - 2 最寄りの「阿蘇市指定給水装置工事業者」に連絡して修理を依頼してください。
- ※ 修理費用は工事の内容によって異なります。詳しくは水道工事店に直接お問い合わせください。



▲指定工事店

長 期にわたって不在にする場合は上下水道課に閉栓（休止）届」を提出し、上記を参考に蛇口の立ち上がりやボイラーなどの凍結防止を心がけてください。

凍結による破裂が生じた場合、誰にも気付かれず長期にわたって漏水状態になります。水道料金が高額になり修理費の負担も発生しますので、特に気をつけましょう。

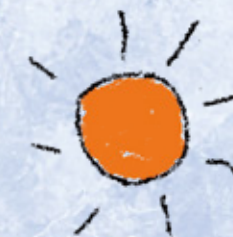
水道管の凍結に注意

気温がマイナス4℃以下になると水道管の凍結や蛇口の破損が多く発生します。天気予報などで低温注意報が発表されたときは特に注意しましょう。

-4℃

水道管も凍ってしまう寒さ。最低気温が-4℃を下回った日は2021年には年間で26日。そのうちの19日が1月と2月に集中していました。寒さが厳しさを増すこれからの季節。より注意が必要です。

こんな水道管は要注意

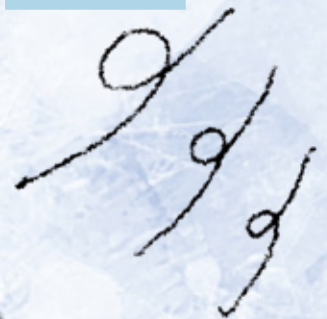


北向きで日が当たらない

屋外でむき出し



風あたりが強い



2 投票日の投票所一覧

投票区	地区・行政区名	投票所
一の宮地区		
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	一の宮体育館
3	分区	農業構造改善センター（分区公民館）
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区（荻の草を除く）	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
阿蘇地区		
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館（阿蘇体育館駐車場の道路向かい）
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	ふれあいプラザ北外輪
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	赤水公民館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	水土里ネット阿蘇（阿蘇土地改良区）
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区（茗ヶ原を除く）	山田体育館（旧山田小学校体育館）
波野地区		
19	檜木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野支所
20	小園、小地野、笹倉	やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

※ 投票所が変更となっています

4 投票所での新型コロナウイルス感染症対策

- マスク着用、手指のアルコール消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。
- 持参した鉛筆で投票用紙に記入することもできます。文字がにじむようなものは避けてください。

3 選挙公報

配布方法は以下のとおりです。

- 郵便局から郵便局に登録の世帯へ配達（1月25日（水）～27日（金））
- 市ホームページに掲載（1月25日（水）～）
- 本庁、各支所など公共施設および市内コンビニへ備付



阿蘇市議会議員一般選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

投票日 1月29日（日） 午前7時～午後6時

※ 荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで

1 期日前投票をご利用ください

選挙当日に投票所に行けない人は、期日前投票をご利用ください。期日前投票の際は入場券を必ずご持参ください。あらかじめ、入場券裏面の宣誓書に記入しておくと、受付がはやく済みます。

- ▶ 期間 1月23日（月）～28日（土）
- ▶ 時間 午前8時30分～午後8時
- ▶ 場所 市役所・内牧支所・波野支所

※ 入場券は1月19日（木）ごろ各家庭へ告示日前に配達予定です。

▶ 入場券裏面の宣誓書への記入方法

入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっています。

選挙当日に投票所に行けない理由に○をつけてください。

氏名、生年月日、住所を記入してください。

※ 宣誓年月日は期日前投票に行く日

不在者投票もできます 下記要件に該当する場合は、不在者投票ができます。早めの手续をお願いします。

不在者投票の種類	このような場合に
他の市区町村で行う不在者投票	阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会です不在者投票ができます。 ※ 郵便などでのやり取りが必要です。早めに市選挙管理委員会に申し出てください。
指定病院などで行う不在者投票	不在者投票ができる施設として、都道府県から指定を受けた施設（病院や老人ホームなど）に入院（入所）中の人は、その施設です不在者投票ができます。※ 入院（入所）施設に申し出てください。
郵便等による不在者投票	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人で、郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅で投票ができます。 ※ 郵便投票証明書の交付には、市選挙管理委員会です事前の申請手続きが必要です。
特例郵便投票	新型コロナウイルス感染症で自宅療養または宿泊療養している人は、特例法により療養先での投票ができます。濃厚接触者は対象になりません。詳しくは市ホームページまで。
その他	期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。誕生日の前日からは、期日前投票ができます。



市ホームページ

早めに確認

税の申告の準備をしましょう

☎ 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

☑ 電話による申告受付

令和 4 年中に収入が無かった人、障害年金または遺族年金などの非課税収入のみの人は所得税の確定申告、市・県民税申告ともに義務はありません。ただし、以下のいずれかに該当する人は市・県民税申告を行う必要があ

ります。申告がない場合は未申告となり、保育料、保険税(料)、医療費負担額などの算定に影響する可能性があります。該当する人で市・県民税申告を行う人は2月1日(水)以降に電話でご連絡ください。

市・県民税申告を行う必要がある人

- ▶ 来年度(6月以降)に自身の税証明(所得証明など)を必要とする人
- ▶ 公共機関が提供するサービスを受けるために、自身の所得状況を申告する必要がある人

☑ 検温などによる入場制限

- ▶ 各会場で非接触による自動体温測定を行います。熱がある場合は当日の入場をお断りしますので、事前にご家庭で検温を行いご来場ください(目安として、37℃以上の場合はご来場をお控えください)。
- ▶ 会場内ではマスクの着用と手指の消毒をお願いします。
- ▶ 会場内の待機スペースは高齢者等の利用を優先します。呼び出しブザーで受付順にお呼びしますので、指定の待機場所や会場敷地内での待機をお願いします。

要介護認定に基づく障害者控除が受けられる場合があります

☎ ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、下記に該当する人で認定の基準を満たしている人は、令和 4 年分の申告用として障害者控除を受けられる場合があります。控除には障害者控除対象者認定書が必要です。認定書の交付を希望する人はお問い合わせください。

▶ 認定書の対象(すべてに該当)

- ▶ 令和 4 年 12 月 31 日現在(年の途中で死亡した場合はその日)で阿蘇市介護保険第 1 号被保険者に該当する人
- ▶ 要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人(要支援は非該当)
- ▶ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

▶ 認定の基準

基準に基づき、介護保険の認定資料により審査します。単に要介護度だけでなく、身体の障害の状態及び認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている人が必ず認定書が交付されるとは限りません。

▶ 申請方法

本人の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類を持参のうえ、市役所ほけん課または各支所市民係で申請してください。

※申請用紙は、ほけん課・各支所窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

※審査後、郵送で交付します。時間に余裕をもって申請してください。窓口での即時交付はできません。



▲市ホームページ

☑ 受付会場

期間	地区	会場
2月16日(水) ～28日(月)	一の宮	市役所北側別館 大会議室
3月1日(火) ～2日(水)	波野	波野支所 会議室
3月3日(木) ～15日(火)	阿蘇	農村環境改善センター 農事研修室

※詳細(行政区別など)は2月号に掲載します。

☑ 市・県民税(住民税)申告書の郵送受付

各自で作成した市・県民税申告書を郵送で提出してください。様式は市ホームページに掲載しています。郵送提出ができるのは、所得税の確定申告を行う義務または必要がなく、市・県民税申告のみ行う義務または必要がある人です。



▲市ホームページ

☑ 確定申告と市・県民税(住民税)申告の一部先行受付

申告会場来場者の待機時間短縮、混雑・密集の緩和を図るため、次の要件を満たす人は先行して申告を受け付けます。

先行受付対象	先行受付要件
年収が年末調整をしてある給与収入のみで 2,000 万円以下の人	給与所得または公的年金所得の源泉徴収票を持っており、勤務先の年末調整や年金保険者に届けていない各種控除がある場合 (所得が確定している人の所得税の還付申告、来年度の市・県民税の税額算定に所得控除を適用するための申告)
年収が公的年金収入のみで合計収入額が 400 万円以下の人	例) ▶ 寄附を行った分の寄附金控除がある。 ▶ 医療費控除の対象となる医療費の支払いがある。 ▶ 親族の扶養状況に変更がある。

▶ とき

2月1日(水)～15日(水) (休日・祝日など閉庁日を除く)
午前9時～11時30分 午後1時～4時

▶ ところ

市役所 1 階 税務課

▶ 持参物

- ▶ 源泉徴収票
 - ▶ 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
 - ▶ 通帳など口座情報がわかるもの(還付先口座指定用)
 - ▶ 控除を受けようとする内容の証明書類
- 例) 寄付金控除証明書、身体障害者手帳、生命保険料控除額証明書、医療費控除の明細書・領収書 など

給与収入と年金収入の両方がある人や日程の都合が悪い人は 2 月 16 日(水)以降の通常の申告受付期間中にお越しください。

先行受付の対象とならない人

- ▶ 申告を行うことで所得が確定する人
- ▶ 事業(営業、農業)所得、不動産所得、雑所得、一時所得、譲渡所得、山林所得がある人
- ▶ 複数の給与支払いを受けている人
- ▶ 個人年金収入がある人
- ▶ 年末調整の結果や年金保険者への届出の内容が変わらない人

●阿蘇地区

	担当地区	氏 名
内牧	内牧1区	伊藤 繁樹
	内牧2区(南)	伊藤 和代
	内牧2区(北)	横田 利津子
	内牧3区	川口 芳巳
	内牧4区	井野 隆治
	内牧5区、前町、裏町、竹林住宅、下町	仲道 文代
	内牧5区、竹林、新橋住宅	家入 ユキ子
	内牧5区、下り山住宅、向平	三國 そえ子
	成川、浜川	和田 ノリ子
	小里	下田 美輪子
	小里	江藤 龍二
	湯浦、南宮原	橋本 紀代美
	西湯浦、深葉	前田 きり子
	西小園	佐藤 親男
	宇土	吉並 和浩
	折戸	坂本 美鈴
山田	小倉、西小倉	中村 隆子
	今町、黒流町、小池	池田 生子
	山田、原の口、鷲の石、茗ヶ原	甲斐 一津代
	本村、小野田町、下の原、新村	佐伯 和則
黒川	上役犬原(小島)	下木崎 えり子
	上役犬原	工藤 鈴子
	下役犬原、道尻	森 義夫
	西町	家入 修二
	竹原	荒木 喬
	蔵原	竹原ナホ子
	東黒川	辻 省一
	坊中(南)	佐伯 照美
	坊中(北)	三角 澄江
	南黒川	中川 幸子
	元黒川	寺原 精治
	北黒川	多久 みつ子
	上西黒川	竹原 秀子
	下西黒川、社宅(乙姫・堤地区)	石本今朝治
	乙姫(西)、中谷、下谷、ハイランド	松本 敏幸
	乙姫(東)	浅久野 ケミ子
	黒川千丁、住宅(乙姫3ヶ所)	岩永 博定
永水	永草	河瀬 洋子
	枳	高本 文昭
	赤水(国道57号線より北側の地域)	林田 絹子
	赤水(国道57号線より南側の地域)	田邊 眞紀子
	車帰	田口 春美
尾ヶ石	狩尾1区	山西 健郎
	狩尾2区	佐藤 真喜夫
	狩尾3区	荒井 みさお
	跡ヶ瀬	中島 サチ子
	的ヶ石	菅 正子
主任児童委員(内牧・山田)		日田 勝也
主任児童委員(黒川)		河野 久美子
主任児童委員(永水・尾ヶ石)		桑木 邦子

●一の宮地区

	担当地区	氏 名
宮地	町1区、2区	山部 富美恵
	北1区	岩永 静
	北2区	蔵原 美喜子
	東1区	塚本 研二
	東2区	(未定)
	東3区	井 せい子
	西1区	下城 桂子
	西2区、3区	池部 芳明
	古神1区	上村 きぬ子
	古神2区	森本 美穂子
	古神3区(農免道路北側の地域)	岩下 康子
	古神3区(農免道路南側の地域)	伊東 さかえ
	分1区	谷村 耕作
	分2区	(未定)
坂梨	分3区	古澤 光明
	塩塚	高橋 尚美
	古閑、神石、福岡	市原 鉄朗
	上町、東仲、西仲	山口 重子
古城	下町、桜町、福原	坂梨 征子
	馬場、豆札	園田 風師
	1区、2区	小代 義親
	3-1区、3-2区、4区	阿蘇品 勉
中通	5-1区、5-2区	後藤 幸男
	6区、7区	山部 輝明
	原口、井手、西井手、中原	岩下 岩雄
	上西河原、下西河原	和田 久徳
	西下原、東下原、片隅	甲斐 一誠
	荻の草、舞谷	井野 正子
主任児童委員		市原 誠一郎
主任児童委員		井 浩子

●波野地区

	担当地区	氏 名
波野	滝水、中江、仁田水、山崎	大塚 國勝
	立塚、横堀、遊雀、中道	荒牧 キヌ子
	大道、坂の上	市原 憲昭
	小園、小地野、笹倉	首 藤 太
	檜木野、赤仁田	宮本 栄子
	主任児童委員	首藤 洋子
主任児童委員		工藤 清子

※敬称略



民生委員・児童委員を紹介します

☎ 福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

民生委員・児童委員とは
民生委員・児童委員は、地域の中で相談や支援を行うボランティアです。

こんなことをしてます

- 担当地区の住民が安定した生活を送るうえで足りないものを日常的に把握します。
- 地域住民が抱える問題について、親身になって相談に応じます。
- 適切な福祉サービスが得られるよう、行政機関や関係団体との必要な対応を促すパイプの役割を努めます。
- 住民それぞれの生活を支援する体制をつくっていきます。

昨年12月の一斉改選で、新たな民生委員・児童委員と主任児童委員(合計85人)が決定しました。任期は3年間(令和4年12月1日〜令和7年11月30日まで)です。
東2区と分2区は、候補者選定中です。後任が決まり次第お知らせします。

お気軽にご相談ください



民生委員
三國 そえ子さん